



熱海市告示第103号

令和3年7月の梅雨前線に伴う大雨による災害により被災した納税者に対する市税の申告等の期限を延長するので、次のとおり告示する。

令和3年7月16日

熱海市長 齊藤 栄



熱海市税賦課徴収条例（平成16年熱海市条例第25号。以下「条例」という。）第18条の2第1項の規定に基づき、地方税法（昭和25年法律第226号）又は条例に定める申告、申請、請求その他の書類の提出（審査請求に関するものを除く。）又は納付若しくは納入に関する期限のうち、次の表に掲げる地域に住所、居所又は主たる事務所若しくは事業所を有する者に係るもの（口座振替の方法による納付に係るものを除く。）で、その期限が令和3年7月3日以降に到来するものについては、その期限を別途告示で定める期日まで延長する。

指定地域	
静岡県	熱海市伊豆山